



建築基準法に基づく

確認検査の申請手続き ご案内

令和7年4月版

一般財団法人 住宅金融普及協会
審査本部 確認検査課

目 次

I . 当協会の確認検査業務	P.1
II . 確認申請手続き	P.2
III . 中間検査の流れ	P.6
IV . 完了検査の流れ	P.7
V . 申請手数料・お支払い方法	P.8

＝ 当協会ホームページのご案内 ＝
(住まいのポータルサイト！)

<https://www.sumai-info.com/examination/kakunin.html>

建築確認、中間・完了検査の申請手続き等については、当協会のホームページにも掲載しています。また、申請書式についてもダウンロードすることができますので、どうぞご利用ください。

I. 当協会の確認検査業務

1. 当協会の確認検査業務の特長

■住宅、特に共同住宅における高い実績による信頼性

首都圏を中心とした住宅、特に共同住宅について高い実績があります。

■経験豊かな確認検査員による確認検査

実施スタッフのほとんどが長年建築行政に携わった経験豊かな確認検査員、一級建築士です。

■住宅性能評価、フラット35等との同時審査による効率性

住宅性能評価、フラット35の適合証明等を併せてお引き受けいたします。

2. 業務範囲

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、静岡県、山梨県

3. 確認検査対象建築物等

全ての建築物及び附属する建築設備、工作物を確認検査の対象とします。

4. 営業時間・連絡先

営業時間	午前9:00 ～ 午後5:00
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日～1月3日)
担当部署	一般財団法人住宅金融普及協会 審査本部 確認検査課 電話 03-3260-7395 FAX 03-3260-3819 メールアドレス fukyu23@hlpa.or.jp
ホームページ	https://www.sumai-info.com/examination/kakunin.html

5. 申請時期及び業務期日

申請種別	事前相談	申請時期	検査日	業務期日	備考
確認	随時	特定行政庁の認可・許可等の手続き終了後		原則として次のとおり。 建築物：引き受けした日から21日を経過する日 建築設備：引き受けした日から5日を経過する日 工作物：引き受けた日から法施行令第138条第1項に規定される工作物にあつては5日を経過する日、法施行令第138条第3項に規定される工作物にあつては15日を経過する日	申請に係る対象建築物等の敷地及び敷地が接する道路に関して疑義がある場合の照会期間、消防長又は消防署長の同意に要する期間、構造計算適合性判定の判定期間及び休日は所要日数から除きます
中間検査	随時	特定行程の工事終了予定日の7日前まで	特定行程の工事終了予定日から3日以内	中間検査日の翌日	上記4の休日を除きます
完了検査	随時	工事完了予定日の7日前まで	工事完了予定日から6日以内	完了検査日の翌日	上記4の休日を除きます

Ⅱ. 確認申請手続き

1. 事前打合せ

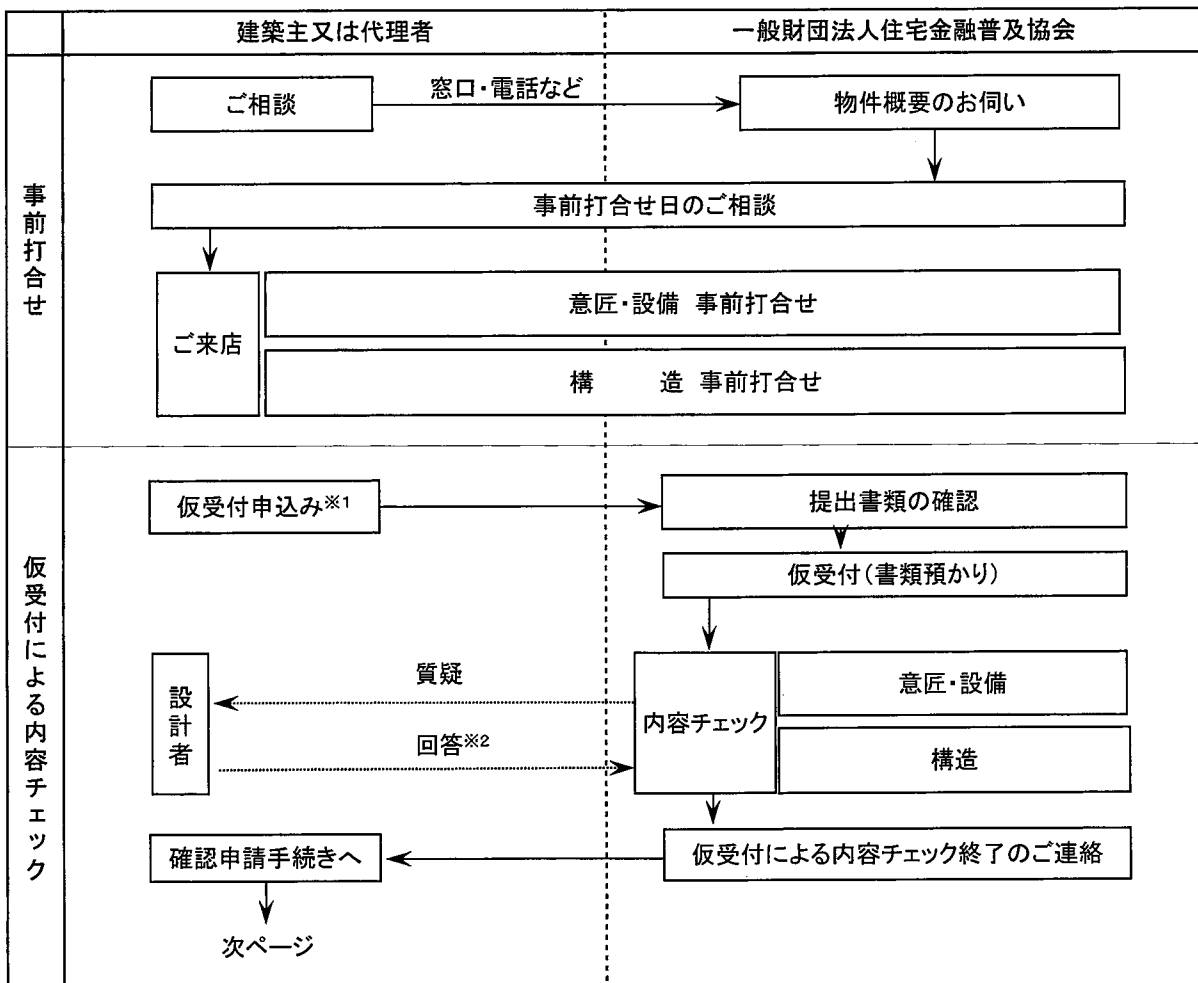
当協会の確認検査業務に関するお問合せ、事前打合せなどにつきましては、窓口、電話などで受け付けております。窓口にてのご相談の場合は、事前に電話でご予約の上、ご来店くださいますようお願いいたします。

2. 建築確認申請(仮受付)について

「仮受付」は提出図面に、明記すべき事項が記載されており、申請者様にて意匠図と構造図等との整合チェックを行っていただいた上で申込みをお願いしております。

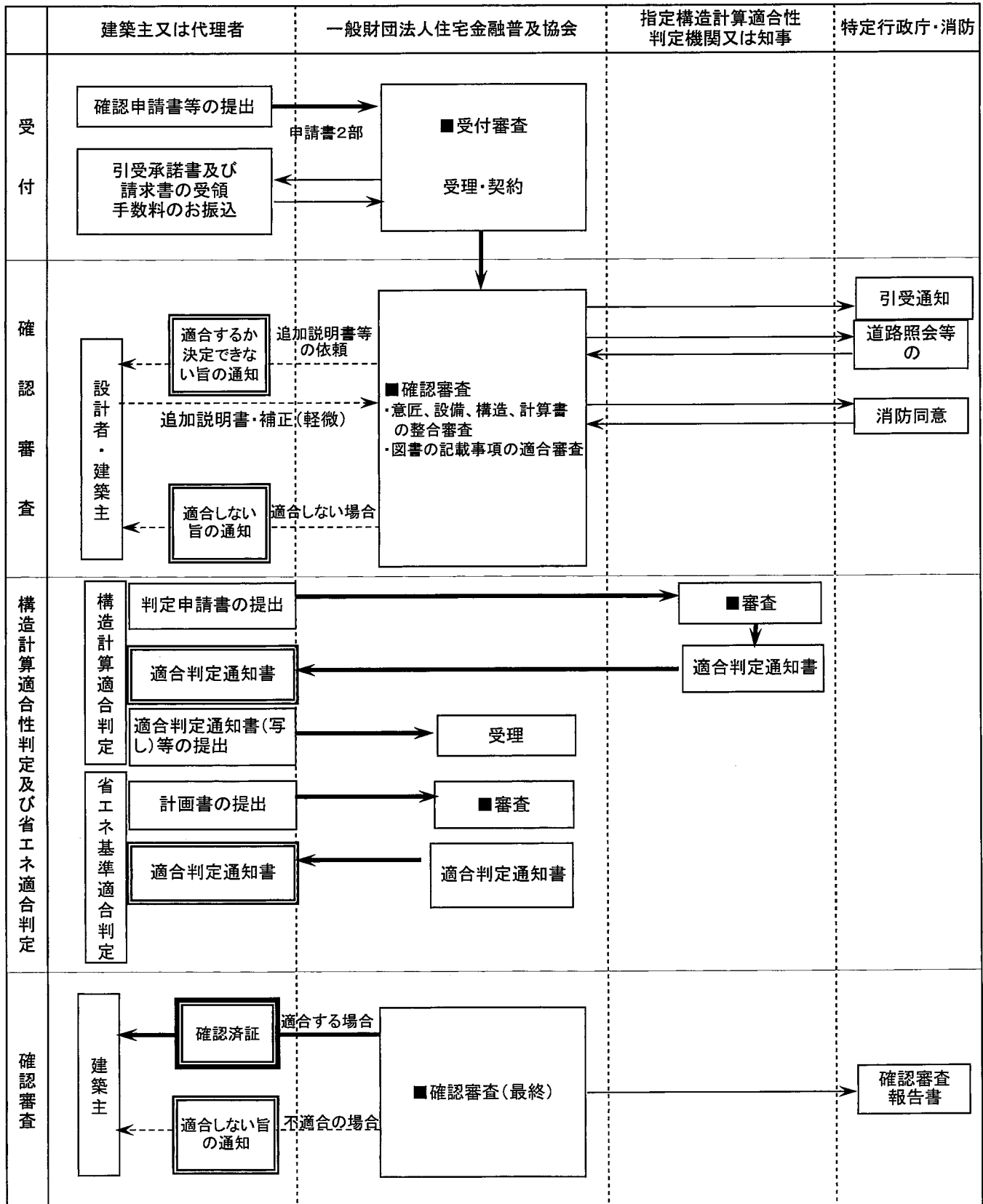
確認審査及び検査は、法第18条の3第1項の「確認審査等に関する指針」に従って行います。確認申請書等の作成にあたっては、「確認審査等に関する指針」や「建築基準法施行規則」などに定められる図書などについて十分に把握していただき、必要な図書や記入すべき事項に漏れがないか、各図面や図書相互の記載事項は整合しているか等について、十分確認してから申請していただく必要があります。

<事前打合せ・仮受付による内容確認の流れ>



3. 建築確認申請(本受付)について

<確認申請の手続きの流れ>



(1) 建築確認の申請

・確認申請に必要な図書は、申請時に全てご提出願います。必要な図書が全てそろっていない場合は、受付の手続きができませんのでご注意ください。

・「確認審査に関する指針」により、一部の軽微なものを除いて、ご申請後の申請書・図書等の訂正や差し替えができません。ご申請にあたっては、「確認審査等に関する指針」や「建築基準法施行規則」などに定められる図書等について十分に把握していただき、必要な図書や記入すべき事項に漏れがないか、各図面や図書相互の記載事項は整合しているか等について、十分確認してからご申請願います。

・当該申請に関して、特定行政庁の許可・認定が必要な場合があります。又、各地方公共団体の条例・指導要綱等に基づいた標識の設置や事前協議等が必要な場合があります。(これらの諸手続については、特定行政庁又は各地方公共団体の窓口にお問合せ願います。)

[申請図書について]

○確認申請に必要な図書は、別表(P5)のとおりです。

○申請関係図書は、意匠、設備、構造の各項目毎に袋に入れ、袋裏に物件名、図面の種類(意匠、設備、構造の別)、正・副の別を明記してご提出願います。

○設計図書の全てに、当該図書を作成した設計者の記名をお願いします。
また、設計者の記名及び作成した設計図書は、申請書第二面【設計者】欄に記載する設計者の氏名及び【作成した設計図書】と整合させてください。

(2) 引受承諾書、請求書の送付及び手数料のお振込み

- ・ご申請後、当協会から引受承諾書、請求書を送付いたします。
- ・振込期限までに申請手数料を金融機関でお振り込み願います。(振込手数料はご負担方願います。)
- ・確認済証のお渡しは手数料お振り込み後になりますので、ご留意願います。

(3) 確認審査

ご申請後、当協会で行う確認審査、消防同意依頼等の事務処理を行います。

(4) 確認済証の受領

- ・確認審査後、確認済証を交付しますのでお受け取りのためご来店をお願いします。
- ・お受取りの際に受領印が必要となりますので、ご印鑑(代理者等)をご持参願います。

<別表>

■仮受付をする場合の追加添付書類	部数	確認欄
建築確認仮受付時申込書 <DL>	1	

■建築確認申請書類(建築物)	部数	確認欄
確認申請書(建築物)(第1～6面) <DL>	2 [※]	
委任状(代理人による申請の場合) <DL>	1	
建築計画概要書 <DL>	1	
構造計算によって安全性を確かめた旨の証明書(写) <DL> (注1)	2 [※]	
施行規則により必要とされる添付図書(意匠図面・設備図面・構造図面・構造計算書 等)	2 [※]	
認定書等の写し(別添を含む) (注2)	2 [※]	
建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届 <DL>	1	
その他(特定行政庁の許可通知書、認定通知書 等)	2 [※]	
道路・敷地関係調査書(東京都内のみ) <DL>	1	
建築協定等手続状況届出書(横浜市のみ) <DL>	1	
建築確認申請事前調査票(埼玉県のみ) <DL>	1	
建築基準関係規定(18法令)チェックシート <DL>	1	

※消防用が必要な場合は1部追加してください。

(注1) 令81条第3項に規定する構造計算(ルート1)の場合のみ

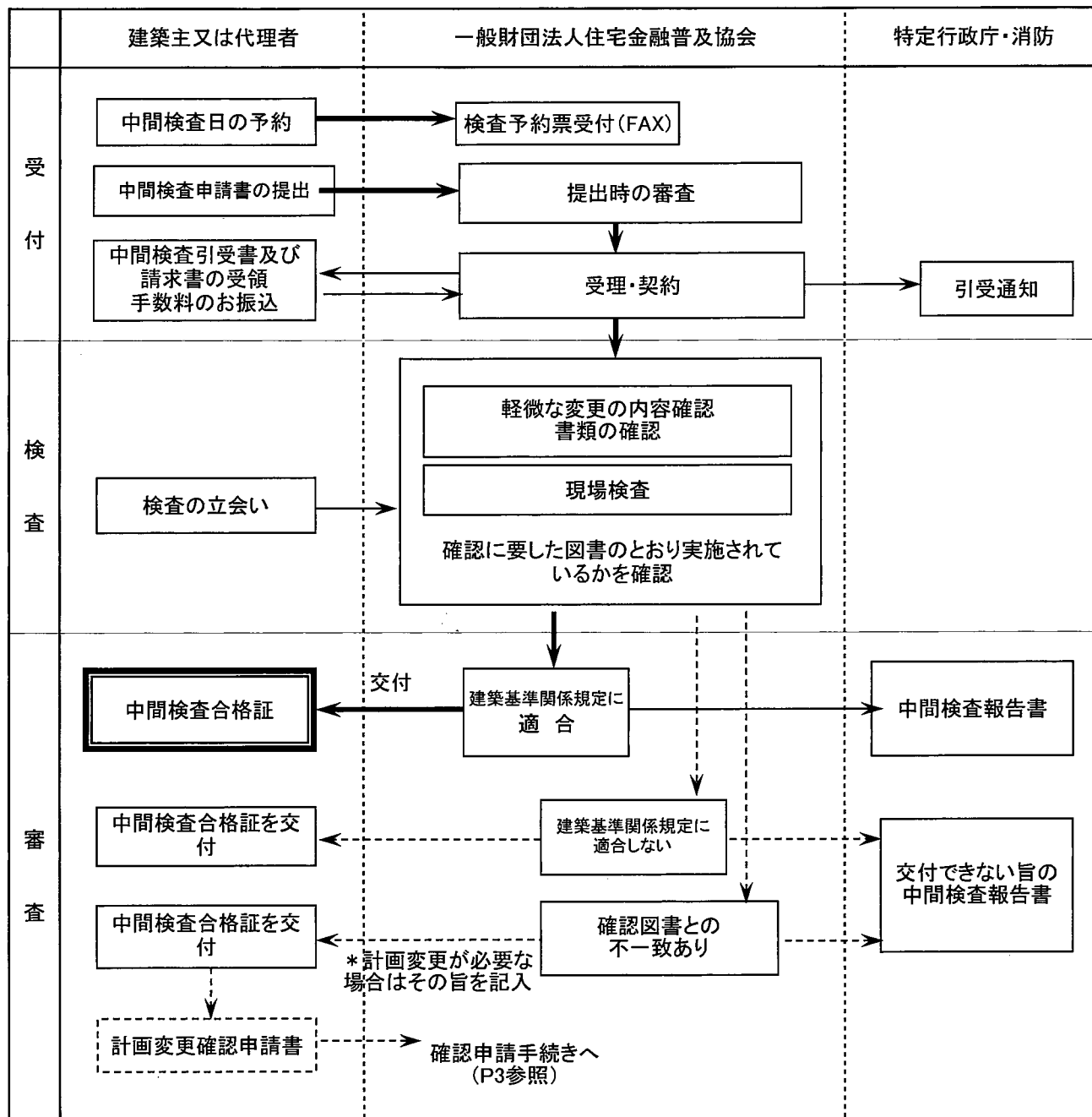
(注2) 建築材料、防・耐火構造、防火設備等を国土交通大臣の認定を受けたものとする建築物は、確認申請時に該当する「認定書の写し」(別添を含む)の添付が必要です。なお、省略もできますので事前打合せ又は仮引受時にご相談下さい。

■建築確認申請書類(昇降機)	部数	確認欄
確認申請書(昇降機)(第1～2面) <DL>	2	
委任状(代理人による申請の場合) <DL>	1	
建築設備概要書	1	
施行規則により必要とされる添付図書	2	
認定書等の写し(別添を含む) (注2)	1	

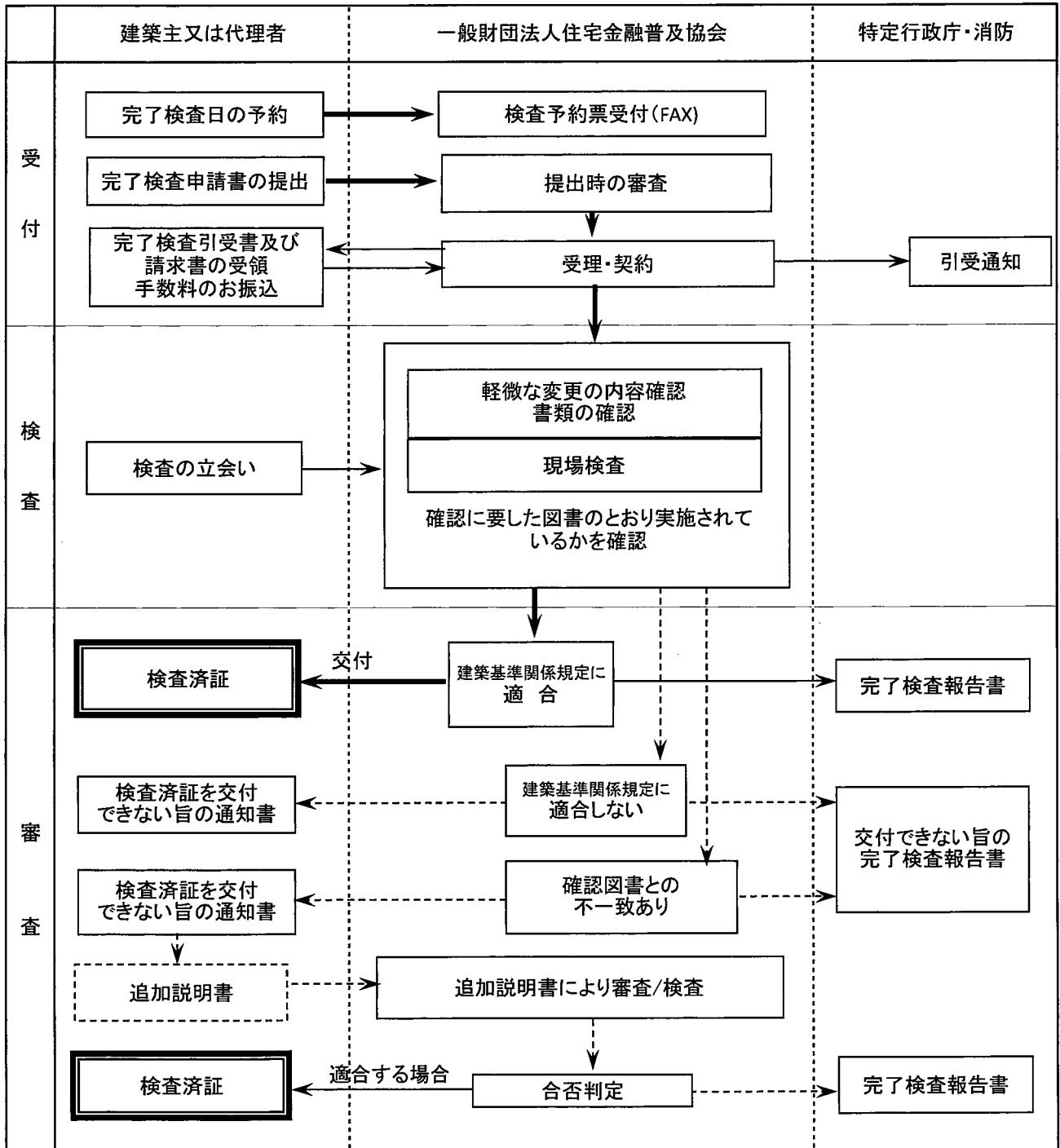
■建築確認申請書類(工作物)	部数	確認欄
確認申請書(工作物)(第1～2面) <DL>	2	
委任状(代理人による申請の場合) <DL>	1	
築造計画概要書 <DL>	1	
施行規則により必要とされる添付図書	2	
認定書等の写し(別添を含む) (注2)	2	

<DL>は、HPからダウンロード可能な書式です。 <http://www.sumai-info.com/examination/yosiki_down.html>

Ⅲ. 中間検査の流れ



IV. 完了検査の流れ



V. 確認検査手数料一覧

〔適用について〕

- ・ この確認検査手数料一覧は、令和7年4月1日以降に確認申請されたものより適用となります。
- ・ 改正適用前に確認申請された建築物に対する手数料は、従来の確認検査手数料一覧(平成31年4月1日改定)をご参照ください。
- ・ 工事の着工が令和7年4月1日以降の建築物で、省エネ基準の適合について、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」に基づく場合は、計画変更又は完了検査申請時に手数料*5の金額を加算します。
- ・ 工事の着工が令和7年4月1日以降の建築物で、省エネ基準の適合義務に該当する完了検査・仮使用認定の手数料については、従来の確認検査手数料一覧(平成31年4月1日改定)中の「省エネ適判に係るもの」欄の金額を適用します。

<確認申請及び計画変更>

単位:円

床面積の合計(A㎡)		建築確認 *1	計画変更 *3
建築物	0 ≤ A ≤ 200	55,000*2	55,000*2
	200 < A ≤ 500	86,000*2	86,000*2
	500 < A ≤ 1,000	157,000	157,000
	1,000 < A ≤ 2,000	205,000	205,000
	2,000 < A ≤ 3,000	362,000	362,000
	3,000 < A ≤ 4,000	371,000	371,000
	4,000 < A ≤ 5,000	380,000	380,000
	5,000 < A ≤ 6,000	440,000	440,000
	6,000 < A ≤ 7,000	460,000	460,000
	7,000 < A ≤ 8,000	495,000	495,000
	8,000 < A ≤ 10,000	495,000	495,000
	10,000 < A ≤ 20,000	660,000	660,000
	20,000 < A ≤ 50,000	792,000	792,000
	50,000 < A ≤ 100,000	1,286,000	1,286,000
	100,000 < A ≤ 200,000	1,705,000	1,705,000
	200,000 < A	2,144,000	2,144,000
建築設備(小荷物専用昇降機を除く) *10		24,000	13000*4
小荷物専用昇降機 *10		11,000	9,000*4
工作物		20,000	10,000*4

- *1 確認申請手数料について、構造計算適合性判定を有する建築物を含む場合は、判定を要する建築物ごとに11,000円を加算します。
特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの(計算ルート2)については、別表1の金額を加算します。
- *2 確認申請手数料について、構造計算を要する建築物、構造関係規定の審査を要する建築物の場合は、157,000円となります。
- *3 計画変更手数料は、(A=計画変更に係る部分の床面積)として適用します。
- *4 計画変更に係る直前の確認済証を他機関から受けている場合の計画変更手数料は、確認申請手数料と同額とします。
- *5 省エネ基準の適合について、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」に基づく申請を行う場合の確認申請手数料について、通常の金額に床面積500㎡以内のものは50,000円を、500㎡を超えるものは100,000円を加算します。
- *10 昇降機及び小荷物専用昇降機は1基当たりの金額となります。

別表1: 特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの場合の加算額 単位:円

床面積の合計(A㎡)		構造計算が認定プログラム によって行われたもの	構造計算が左記以外の方法 によって行われたもの
建築物	0 ≤ A ≤ 1,000	96,000	138,000
	1,000 < A ≤ 2,000	118,000	184,000
	2,000 < A ≤ 10,000	130,000	212,000
	10,000 < A ≤ 50,000	165,000	281,000
	50,000 < A	281,000	517,000

<中間検査及び完了検査>

単位:円

床面積の合計 (A㎡)		中間検査 *6・7・8・9	完了検査 *6・7・9・11		省エネ基準の 適合義務の 対象となるもの	仮使用認定 *6・7・9・12	
			中間検査あり	中間検査なし*8		右記以外の場合	省エネ基準の 適合義務の 対象となるもの
建築物	0 ≤ A ≤ 200	58,000	62,000	70,000	75,000	75,000	90,000
	200 < A ≤ 500	80,000	86,000	93,000	104,000	104,000	124,000
	500 < A ≤ 1,000	125,000	137,000	143,000	163,000	163,000	197,000
	1,000 < A ≤ 2,000	169,000	192,000	203,000	223,000	223,000	277,000
	2,000 < A ≤ 3,000	259,000	285,000	328,000	343,000	343,000	411,000
	3,000 < A ≤ 4,000	268,000	291,000	334,000	349,000	349,000	420,000
	4,000 < A ≤ 5,000	275,000	297,000	340,000	357,000	357,000	428,000
	5,000 < A ≤ 6,000	301,000	330,000	385,000	396,000	396,000	476,000
	6,000 < A ≤ 7,000	308,000	346,000	401,000	415,000	415,000	499,000
	7,000 < A ≤ 8,000	316,000	350,000	405,000	421,000	421,000	504,000
	8,000 < A ≤ 10,000	316,000	374,000	429,000	449,000	449,000	539,000
	10,000 < A ≤ 20,000	406,000	462,000	520,000	555,000	555,000	666,000
	20,000 < A ≤ 50,000	503,000	590,000	647,000	709,000	709,000	850,000
	50,000 < A ≤ 100,000	839,000	940,000	997,000	1,128,000	1,128,000	1,353,000
	100,000 < A ≤ 200,000	1,100,000	1,320,000	1,386,000	1,584,000	1,584,000	1,901,000
	200,000 < A	1,254,000	1,650,000	1,716,000	1,980,000	1,980,000	2,376,000
建築設備(小荷物専用昇降機を除く) *10		30,000	31,000	33,000			
小荷物専用昇降機 *10		21,000	21,000	—			
工作物		22,000	22,000	—			

- *6 中間検査・完了検査・仮使用認定の手数料は、当該検査及び仮使用認定を行う部分の床面積により算定します。
- *7 中間検査・完了検査・仮使用認定の手数料について、建設敷地が東京23区以外の場合は、別表1(1)から(4)の区域(別表2)による金額を加算します。
ただし、建築物の検査と同一の日に検査を行う建築設備及び工作物については、加算しません。
- *8 完了検査の手数料について、当協会以外で中間検査を行った場合の手数料は「完了検査(中間検査なし)」となります。
- *9 中間検査・完了検査・仮使用認定の手数料について、直前の確認済証を当協会以外から受けている場合は、確認申請手数料の金額を加算します。
中間検査・完了検査の手数料について、直前の確認済証を当協会以外から受けている場合は、建築設備は24,000円・小荷物専用昇降機は11,000円・工作物は20,000円を加算します。
- *10 昇降機及び小荷物専用昇降機は1基当たりの額となります。
- *11 「軽微な変更届」が提出されている場合は、変更届出の回数に拘らず一律に5,000円を加算します。
- *12 仮使用認定を当協会が行った工事の完了検査の手数料は、「床面積の合計」を仮使用認定に係る部分の床面積を除いたものとして算定します。

別表1:建設敷地が東京23区以外の場合の加算額

単位:円

床面積の合計 (Am ²)		東京23区以外の場合の加算額 (検査の場合)			
		(1)区域	(2)区域	(3)区域	(4)区域
建 築 物	0 ≤ A ≤ 200	25,000	50,000	63,000	交通費 及び 宿泊費の 実費等
	200 < A ≤ 500	25,000	50,000	63,000	
	500 < A ≤ 1,000	25,000	50,000	63,000	
	1,000 < A ≤ 2,000	25,000	50,000	63,000	
	2,000 < A ≤ 5,000	50,000	100,000	125,000	
	5,000 < A ≤ 10,000	50,000	100,000	125,000	
	10,000 < A ≤ 20,000	75,000	150,000	188,000	
	20,000 < A ≤ 50,000	75,000	150,000	188,000	
	50,000 < A ≤ 100,000	100,000	200,000	250,000	
	100,000 < A ≤ 200,000	100,000	200,000	250,000	
	200,000 < A	100,000	200,000	250,000	

別表2:遠隔地の区域

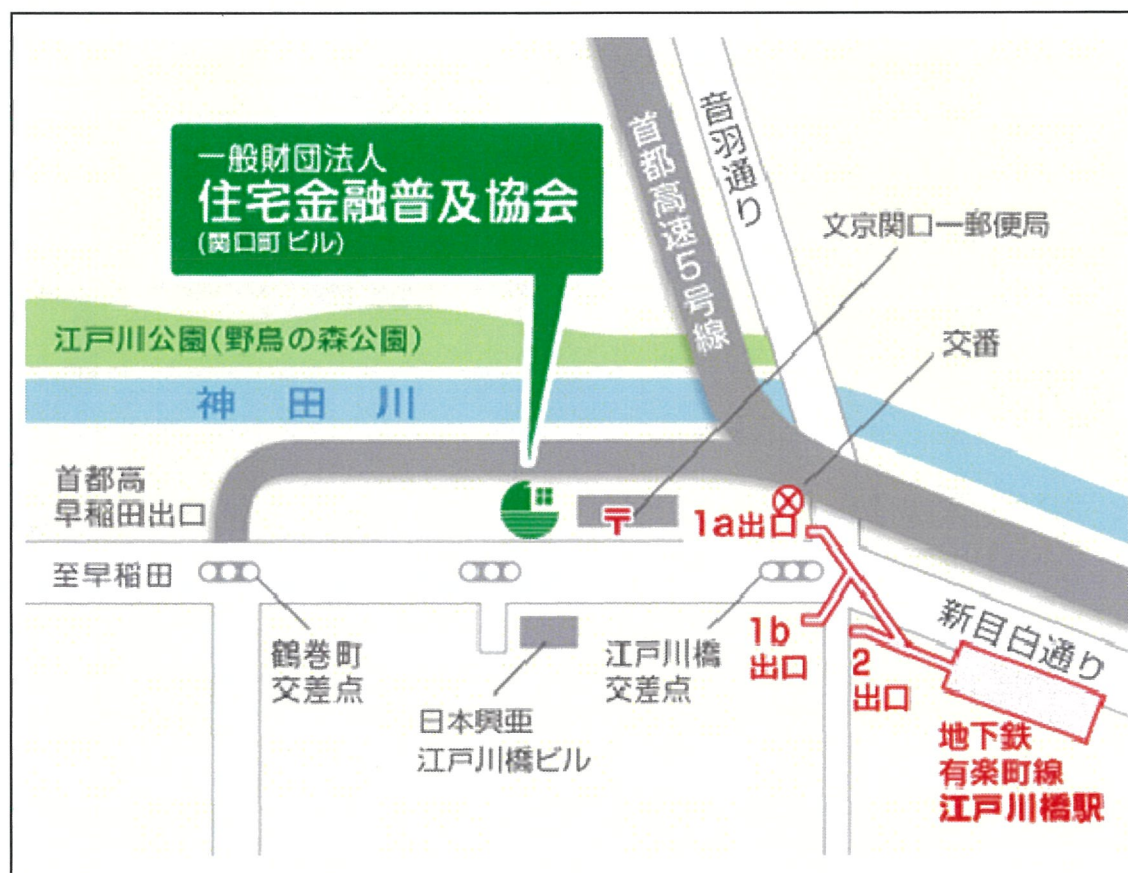
		区域
(1)	東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡(瑞穂町、日の出町)
	埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡(三芳町)、比企郡(川島町、吉見町)、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡(杉戸町、松伏町)
	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、印旛郡(酒々井町、栄町)、山武市
	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
(2)	東京都	(1)及び(4)に掲げる区域を除く全域
	埼玉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	千葉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	神奈川県	(1)に掲げる区域を除く全域
(3)	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	の全域
(4)	東京都	大島支庁(大島町、利島村、新島村、神津島村)、三宅支庁(三宅村、御蔵島村)、八丈支庁(八丈町、青ヶ島村)、小笠原支庁(小笠原村)

手数料のお支払い方法

- ① 引受承諾書もしくは引受証及び確認検査手数料請求書の受領後、下表の支払い期日までに当協会が指定する銀行口座にお振込み願います。
- ② お振込みの手数料は振込人の負担とします。
- ③ お振込みの際は、引受承諾書もしくは引受証に記載された額をお振込み願います。
- ④ お振込みの際には、請求書に記載されている請求番号をご記入下さい。〔20××-S〇〇〇〇〇〕

手数料の支払い期日

確認	建築物	お引き受けした日から5日（1頁の4.に記載の休日を除く。以下同じ）を経過する日
	建築設備及び工作物	お引き受けした日から4日を経過する日
中間検査	中間検査引受証に定める中間検査予定日の前日	
完了検査	完了検査引受証に定める完了検査予定日の前日	



一般財団法人 住宅金融普及協会 審査本部 確認検査課

<https://www.sumai-info.com>

〒112-0014

東京都文京区関口一丁目24番2号 関口町ビル3F

TEL 03-3260-7395 FAX03-3260-3819